

令和8年度宮崎県地域生活定着促進事業仕様書

1 事業目的

本事業は、宮崎県地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）を設置・運営し、高齢又は障がい等により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、センターが、保護観察所、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、留置施設、検察庁及び弁護士会、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、再犯防止に資することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

センターを宮崎県内に1か所設置し、名称は「宮崎県地域生活定着支援センター」とする。

(2) 対象者

ア 高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者、退所者及び被疑者・被告人等。

イ 入所中にセンターが相談に応じた矯正施設の出所者等で、センターが福祉的な支援を必要とすると認める者。

(3) センターの事業内容

センターは、次に掲げる業務を保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁、弁護士会、福祉関係機関、地方公共団体、その他関係機関等と連携して行うものとする。

なお、事業の詳細については、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日付け社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に定めるとおりとする（ただし、「職員の配置」については、本仕様書に定めるとおりとする。）。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行うこと。

イ 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務
上記あっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用し

ている者に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行うこと。

ウ 被疑者等支援業務

保護観察所からの依頼を受けて、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者・被告人等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、福祉サービス等の利用調整を行うこと及び釈放後、必要な援助等を継続的に行うこと。

エ 相談支援業務

高齢又は障がいのある犯罪をした者等のうち、センターが福祉的な支援を必要とすると認める者の矯正施設退所者や福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うこと。

オ 連携確保

県の関係部署並びに保護観察所や受入先となる他関係機関等との恒常的な連携の確保を図るため、これらの関係機関等による連絡協議会等の機会を活用するか、又は独自に場を設定するなどして情報交換等を行う。

カ 情報発信

本事業について、セミナーの開催やパンフレットの発行などを通じて、地域住民及び福祉施設等の福祉団体・機関の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(4) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名以上の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

ウ センターの場所

原則として、宮崎市内又は東諸県郡内とする。

4 秘密の保持（センター利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、対象者のプライバシーの保持に十分配慮とともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

特に対象者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、対象者の了承を得ておくものとする。

また、対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

5 その他

センターは、本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた時は、委託元である宮崎県福祉保健課と協議の上、業務を遂行すること。